

高等学校における「通級による指導」

千葉県教育委員会

千葉県では、10校の県立高等学校において「通級による指導」を実施しています。

県立幕張総合高等学校

県立佐原高等学校

県立袖ヶ浦高等学校

県立千葉大宮高等学校

県立松戸向陽高等学校

県立松戸馬橋高等学校

県立佐倉南高等学校

県立船橋豊富高等学校

県立長生高等学校

県立君津青葉高等学校

○ 高等学校における「通級による指導」連絡協議会～千葉県教育委員会主催～

- ・平成30年度より開始された高等学校における「通級による指導」の適切かつ円滑な制度の運用と機能充実のため、連絡協議会を開催し、実践校への指導・助言及び新規実践校の検討、取組の普及・理解啓発の促進を図っています。
- ・これまでの「通級による指導」担当者等による会議に加え、令和4年度から、管理職を対象とした会議を開催します。

<対象生徒に期待される効果>

- ・障害による学習上や生活上のつまずき（困難）に着目したよりきめ細かい指導・支援が可能となることにより、その改善・克服につながります。
- ・自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、通常の学級における授業の理解促進や、生徒指導上の課題の解決につながります。
- ・生徒本人の学習意欲や、自己肯定感の向上につながります。



○ 実施形態

- ・自校通級（実践校の教員が在籍する生徒を指導する）を原則とします。
- ・令和4年度から、「通級による指導」連絡協議会で巡回指導の検討を開始します。

○ 対象生徒

- ・実施校に在籍し、校内委員会等において、障害に応じた特別の指導*が必要と判断された生徒が対象となります。
- ※障害に応じた特別の指導とは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」のことを指します。詳細は裏面「Q&A」のQ1をご覧ください。

○ 対象となる障害種

- ・通級による指導対象者は、①言語障害者 ②自閉症者 ③情緒障害者 ④弱視者 ⑤難聴者 ⑥学習障害者 ⑦注意欠陥多動性障害者 ⑧その他障害のある者、このうち⑧については、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者が該当します。

○ 教育課程上の位置付け

- ・指導の対象となる生徒の障害に応じた特別の指導を、教育課程に加え※、又はその一部に替えて実施します。
- ※教育課程に加える場合
放課後等の授業のない時間帯に指導の時間を設定し、対象生徒に指導を実施します。

○ 単位数

- ・高等学校における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で、在籍する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位のうちに加えることができます。



Q1：「通級による指導」とはどのような指導ですか？

A：「通級による指導」とは、大部分の授業を高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

Q2：「自立活動」とは、どのような内容ですか？

A：「個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目標としており、個々の生徒の障害の状態や発達の程度に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定して行われるものです。

Q3：評価はどのように行いますか？

A：「通級による指導」を受ける生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成します。生徒ごとに障害の状態や教育的ニーズを的確に捉えた上で、個別の指導計画に「通級による指導」の目標を明確に定めます。その上で「通級による指導」を実施し、その目標に対する達成度を判断して評価します。

Q4：「通級による指導」の単位認定は誰がどのように行いますか？

A：各学校において生徒ごとの個別の指導計画等に「通級による指導」における指導目標を明確に定め、原則として週1回以上「通級による指導」を行い、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合には単位の認定を行います。

Q5：「通級による指導」で、各教科の内容を取り扱うことができますか？

A：「通級による指導」において、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するという目的とは無関係に、単に各教科の内容の指導を主とした目的とすることは不適切です。あくまでも付随的な具体的教育方法として、特に必要があるときは、障害の状態に応じて「各教科の内容を取り扱いながら行う」ことができることとしています。

Q6：「通級による指導」を行う教師は教員免許状を有していることが必要ですか？

A：「通級による指導」は、高等学校の通常の学級に在籍している生徒に対して、障害の状態等に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に位置付けて行うものです。

したがって、「通級による指導」の担当教師には、高等学校であれば高等学校教員免許状が必要となります。加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが求められますが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。